

令和 6 年 度

鹿児島県健全化判断比率審査意見書

鹿児島県監査委員

監 査 第 1009 号

令和 7 年 8 月 29 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

鹿児島県監査委員 松 蘭 英 昭

同 大 蘭 豊

同 小 園 しげよし

同 ふくし山 ノブスケ

令和 6 年度鹿児島県健全化判断比率審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により，令和 7 年 8 月 7 日付け財第 1002 号で審査に付された令和 6 年度鹿児島県健全化判断比率について審査を行ったので，別紙のとおり意見書を提出します。

令和6年度鹿児島県健全化判断比率審査意見書

第1 審査の概要

審査に当たっては、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、鹿児島県監査基準（令和2年3月24日鹿児島県監査委員告示第1号）に準拠し、

(1) 健全化判断比率の算定が、関係法令に沿って適正に行われているか。

(2) 算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているか。

を主眼として、関係書類を照査するとともに、関係部局の説明を聴取するなどの方法により、慎重に審査を行った。

第2 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められた。

健全化判断比率の状況

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (3.75)	— (8.75)	11.1 (25.0)	190.1 (400.0)

注1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されないことから、「—」と記載

2 括弧書きは早期健全化基準である。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率については、前年度と同じく実質赤字額がないことから、同比率は算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率については、前年度と同じく連結実質赤字額がないことから、同比率は算定されない。

(3) 実質公債費比率

実質公債費比率は11.1%で、前年度に比べ0.3ポイント低くなっており、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(4) 将来負担比率

将来負担比率は190.1%で、前年度に比べ6.1ポイント低くなっており、早期健全化基準の400.0%を下回っている。

3 是正改善を要する事項

特になかった。